様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024 年　11 月　14 日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）とうようふとう　かぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　 東洋埠頭　株式会社  （ふりがな） 　はら　まさふみ  （法人の場合）代表者の氏名 　　　 原　匡史  住所　 〒104-0053 東京都中央区晴海一丁目8番8号    法人番号　　　　　7010001034865  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 長期ビジョン 2. 中期経営計画 経営三カ年計画(Fly to the Next 2025) 3. 東洋埠頭のDXの取り組み | | | 公表日 | 1. 2023年3月29日 2. 2023年3月29日 3. 2024年9月11日 | | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ① 当社HPにて公表  (IR情報>中期経営計画>長期ビジョン)  [https://www.toyofuto.co.jp/ir/policy/ middle\_plan.html](https://www.toyofuto.co.jp/ir/policy/middle_plan.html)  ② 当社HPにて公表  (IR情報>中期経営計画>経営三カ年計画）  [https://www.toyofuto.co.jp/ir/policy/pdf/ formulation\_of\_fly\_to\_the\_next\_2025.pdf](https://www.toyofuto.co.jp/ir/policy/pdf/formulation_of_fly_to_the_next_2025.pdf)  ③ 当社HPにて公表  （サステナビリティ>社会>DXの推進>東洋埠頭のDXの取り組み）P2-4  [https://www.toyofuto.co.jp/sustainability/ pdf/dx01.pdf](https://www.toyofuto.co.jp/sustainability/pdf/dx01.pdf) | | | 記載内容抜粋 | ① 長期ビジョン  東洋埠頭グループは、2028年度に創業100周年を迎えます。  東洋埠頭グループは、お得意さま・株主・地域社会・協力会社・従業員など、すべてのステークホルダーにとって、現在以上に健全で価値ある企業・持続的に発展していく企業を目指します。  これらの実現のために、創業100周年にあるべき姿として、次の「長期ビジョン」を策定しています。  ・得意な事業を伸ばして独自性を発揮する  ・既存事業継続、国際物流拡大、新基幹事業稼働、積極的な事業投資により持続的に発展し続ける  ・働きやすい職場環境（施設・体制・働き方改革）を確立している  ・社会全体のサステナビリティ確保に貢献している  ・グループ売上高500億円を達成している    ② 経営三カ年計画（Fly to the Next 2025）  2023 年度～2025 年度の経営三カ年計画では、2028 年度を見据えた成長戦略に基づき、次の策定方針により推進します。  ・新たな収益の柱となる新規業務を本格稼働させる。  ・人材育成体制を整備し、一人ひとりの能力・組織力を向上させる。  ・DXを推進し、社内の体制(業務、システム、人材などを効率化・強化する。    ③ DXの位置づけ  デジタルイノベーションで未来を切り拓く。  経営目標（長期ビジョン）達成のための重要な手段のひとつとして、DXを位置づけている。    ③ DX推進による目指すべき姿  デジタル化と自動化で付加価値向上を図り、効率的な経営資源の循環により事業規模拡大を目指す。 | | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ① 2023年3月の取締役会にて承認されている  ② 2023年3月の取締役会にて承認されている  ③ 2024年3月の取締役会で承認された方針に基づき作成 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ① 中期経営計画 経営三カ年計画(Fly to the Next 2025)  ② 東洋埠頭のDXの取り組み | | 公表日 | ① 2023年3月29日（2024年5月14日に一部修正）  ② 2024年9月11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ① 当社HPにて公表  （IR情報>中期経営計画>経営三カ年計画）  [https://www.toyofuto.co.jp/ir/policy/pdf/ formulation\_of\_fly\_to\_the\_next\_2025.pdf](https://www.toyofuto.co.jp/ir/policy/pdf/formulation_of_fly_to_the_next_2025.pdf)  [https://www.toyofuto.co.jp/ir/policy/pdf/ formulation\_of\_fly\_to\_the\_next\_2025\_v2.pdf](https://www.toyofuto.co.jp/ir/policy/pdf/formulation_of_fly_to_the_next_2025_v2.pdf)  ② 当社HPにて公表  （サステナビリティ>社会>DXの推進>東洋埠頭のDXの取り組み）P5-15  [https://www.toyofuto.co.jp/sustainability/ pdf/dx01.pdf](https://www.toyofuto.co.jp/sustainability/pdf/dx01.pdf) | | 記載内容抜粋 | ① 経営三カ年計画（Fly to the Next 2025）  DX を推進し、社内の体制（業務、システム、人材など）を効率化・強化する。    ② DX戦略  3段階のStepでDXを実現  Step1 現場業務の標準化・デジタル化  Step2 デジタル活用による付加価値向上  Step3 ロボット・AIを活用した物流高度化・多様化    ② 戦略達成に向けた戦術  1. 基幹システムの刷新（在庫管理システム）  デジタル化社会に対応した基幹システムへと刷新し、収益拡大、事業発展の基礎となる仕組みを構築する。  2. オペレーションの統一とデジタル化  デジタル化を推進し、効率化と生産性向上を図る。これにより、業務の均質化と安定した成果を出せる体制を構築する。さらに、データ分析を活用して業務およびサービスの継続的な改善を行う。  3. デジタル人材の育成・デジタルリテラシーの向上  組織全体のデジタル活用能力を強化し、生産性向上を図るとともに、セキュリティリテラシーを高めリスク対処能力を習得する。デジタル時代における組織力を強化する。  4. 最新ロボット、AI技術などの検証・導入  新しいビジネスモデルの創出と顧客サービスの向上を目指し、最新のロボットやAI技術の検証・導入を進める。ロボティクス化を促進することで業務効率を高め、それにより生み出された人材リソースを成長分野へ再配分する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ① 2023年3月の取締役会で承認されている  ② 2024年3月の取締役会で承認された方針に基づき作成 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 東洋埠頭のDXの取り組み P15 | | 記載内容抜粋 | DX推進体制・環境整備  ＜組織変更＞  デジタル推進部の新設（2023年4月）  デジタル戦略及びシステム開発を強化するため、デジタル推進部を新設。  デジタル推進部管轄：デジタル戦略、新システム導入、デジタル技術活用    ＜DX推進体制＞  プロジェクトごとに委員会を設置している。  各プロジェクトには、デジタル推進部からだけでなく、全国支店から現場業務に精通した次世代を担うメンバーが参画する。この体制により、以下の効果を追求している。  ・システム刷新、導入時に同時に業務プロセスを見直すことで、技術導入と業務改善の相乗効果を生み出す。  ・プロジェクト参画を通じて、メンバーのデジタルリテラシーの向上を推進する。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 経営三カ年計画（Fly to the Next 2025） 投資計画  東洋埠頭のDXの取り組み　P7-8 | | 記載内容抜粋 | ＜投資計画＞  2024年度の体制改革・強化に13億円の投資を計画。    ＜基幹システムの刷新（在庫管理システム）＞  デジタル化社会に対応した基幹システムへと刷新する。  収益拡大、事業発展の基礎となる仕組みを構築し、ステークホルダーに対し、効果的で利便性の高いシステムを提供する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 東洋埠頭のDXの取り組み | | 公表日 | 2024年9月11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社HPにて公表  (サステナビリティ>社会>DXの推進>東洋埠頭のDXの取り組み）P16  [https://www.toyofuto.co.jp/sustainability/　pdf/dx01.pdf](https://www.toyofuto.co.jp/sustainability/pdf/dx01.pdf) | | 記載内容抜粋 | ＜DX推進指標＞  DX推進指標を設定している。  短期指標  ・最新デジタル技術の導入  最新技術のトライアル実施件数　年間10件  ・基幹システムの刷新  　全社リリース・移行完了 2026年12月  ・データ活用・分析  　データ分析による業務改善提案件数　四半期ごと10件  中期指標  ・DX推進活動を通じ、長期ビジョンの実現を支援する |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年6月5日 | | 発信方法 | 第112回定時株主総会招集ご通知（P25）  [https://www.toyofuto.co.jp/ir/event/pdf/　112\_shoshutsuchi.pdf](https://www.toyofuto.co.jp/ir/event/pdf/112_shoshutsuchi.pdf) | | 発信内容 | 物流業務の効率化・省人化を推進  DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進  当社グループは、経営三か年計画においてDXの推進に取り組んでおります。  輸出入貨物の取り扱いでは、業務の効率化とペーパーレス化を実現するために全社共通の「海貨ワークフローシステム」を導入しました。全国どの拠点でも同じシステムを運用し、業務の属人化防止も図っております。  輸入ワインなど多品種商品の取り扱いでは、作業指示を音声で聞き、作業結果を音声で返す「音声ピッキングサービス」を導入し、作業スピードと正確性の向上を図っています。紙の指示書やハンディーターミナルの操作が不要となるほか、棚や商品にバーコードを貼り付ける必要が無いため、ピッキング棚の追加・変更がフレキシブルなロケーションを実現しております。  また、業務効率化と組織活性化を図るために各種の情報共有ツールを導入しました。社内のイントラネットを全面刷新したほか、業務連絡をスムーズにするチャット機能やファイル共同編集機能が活用できるツールや業務スケジュールを共有する組織カレンダーの活用により、社内情報の伝達及び共有のスピードアップを実現しております。  今後も業務やビジネス上の課題を追求し、最新のデジタル技術を活用しながら積極的なデジタル戦略を推進してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2019年12月頃　～ 2020年3月頃 | | 実施内容 | 社長直轄プロジェクトとして業務改革プロジェクトが発足。  当プロジェクトは外部コンサル会社の専門的見地からの助言を得ながら進行。経営・現場のヒアリング調査や業務・システム調査を実施。  当社の課題を分析し、目指すべき方向性と、その達成に向けた業務・システム改革のロードマップを策定した。  当社ホームページにも現状の課題を公表している。  （サステナビリティ>社会>DXの推進>東洋埠頭のDXの取り組み）P3  [https://www.toyofuto.co.jp/sustainability/　pdf/dx01.pdf](https://www.toyofuto.co.jp/sustainability/pdf/dx01.pdf) |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2008年7月頃　～ 継続中 | | 実施内容 | ・情報セキュリティハンドブックで、セキュリティ規定を定めている。  ・内部統制の一環として、会計法人の外部監査を行っている。  ・セキュリティの内容を含め、社内規定類は、定期的に見直しを行っている。  ・啓蒙活動として、標的型メール訓練、情報セキュリティ研修を行っている。  ・情報セキュリティインシデント発生時の社内体制、対応として、インシデント対応マニュアルを策定済み。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。